

< 說明資料 >

## ◇ 障害者自立支援法等に係る利用者負担の軽減について

- 障害者福祉制度に関しては、障害者自立支援法を廃止し、利用者の応能負担を基本とする新たな総合的な制度をつくることとしている。
  - 応能負担への第一歩として、低所得(市町村民税非課税)の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化。
- 施行期日(予定):平成22年4月1日
  - 関係政省令・告示は、3月下旬に改正し、公布する予定。

(参考:現行の利用者負担一覧) ※原則として費用の1割を負担。ただし、以下のとおり負担の上限額を設定。

区分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		一般(市町村民税課税世帯) 市町村民税所得割				世帯の範囲	
		低所得1	低所得2	16万円→	28万円→	46万円→	46万円超	者	児
福祉サービス(居宅・通所) 【障害者】	0円	1,500円	3,000円 通所:1,500円	9,300円	37,200円			本人 及び 配偶者	住民 基本 台帳上 の世帯
福祉サービス(居宅・通所) 【障害児】	0円	1,500円	3,000円 通所:1,500円	4,600円		37,200円			
福祉サービス(入所施設等) 【障害者】	0円	個別減免 0円~15,000円	個別減免 0円~24,600円	37,200円					
福祉サービス(入所施設等) 【障害児】	0円	3,500円	6,000円	9,300円		37,200円			
補装具	0円	15,000円	24,600円	37,200円			全額 自己負担		

低所得の利用者負担を無料化

## ○ 利用者負担の軽減の具体的な内容等について

- ・ 所得階層の低所得1・2に該当する障害者及び障害児の保護者に係る、次に掲げる利用者負担を無料化。

- ① 障害福祉サービス(療養介護医療を除く。以下同じ。)に係る利用者負担
- ② 障害児施設支援(障害児施設医療を除く。以下同じ。)に係る利用者負担
- ③ 補装具に係る利用者負担

- ・ 利用者負担の軽減に関し、以下に留意されたい。

- ① 特別対策(平成19年4月)又は緊急措置(平成20年7月)において軽減の対象ではなかった、入所施設やグループホーム、ケアホーム等を利用している20歳以上の障害者や、補装具費の支給を受ける障害者等も対象。

- ② 補足給付(特定障害者特別給付費、特定入所障害児食費等給付費等)については、引き続き、従前と同じ方法により算出。

※ 今回の措置により、障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となるが、その分の額を補足給付から減らすことなどは行わない。

- ③ 療養介護医療又は障害児施設医療に係る利用者負担については、今回の軽減の対象外であることから、従前と同じ方法により算出。

※ 療養介護又は障害児施設支援に係る利用者負担は、「福祉部分」、「医療費部分」及び「食事療養」で構成。

→ 今回の措置は、このうち「福祉部分」の負担を無料化するもの。

「医療費部分」及び「食事療養」に係る利用者負担は従前と変わらない。



## 26. 「障害者自立支援法」を 廃止して、 障がい者福祉制度を 抜本的に見直す

### 【政策目的】

- 障がい者等が当たり前で地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる。

### 【具体策】

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する。
- わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

### 【所要額】

400 億円程度

## 障害者自立支援法を廃止し、 新たに障がい者総合福祉法を制定

わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、国連障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置します。推進本部には、障がい当事者、有識者を含む委員会を設け、政策立案段階から障がい当事者が参画するようにします。そして、障がい者施策に関するモニタリング機関の設置、障がい者差別を禁止する法制度の構築、障がい者虐待を防止する法制度の確立、政治・選挙への参加の一層の確保、司法に係る手続における支援の拡充、インクルーシブ（共に生き共に学ぶ）教育への転換、所得の保障、移動の自由の権利保障、障がい者への医療支援の見直し、難病対策の法制化など障がい者が権利主体であることを明確にして、自己決定・自己選択の原則が保障されるよう制度改革を立案します。

障がい者等が当たり前で地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を目指します。障害者自立支援法により、利用料の負担増で障がい者の自立した生活が妨げられてしまったことから、福祉施策については、発達障害、高次脳機能障害、難病、内部障害なども対象として制度の谷間をなくすこと、障がい福祉サービスの利用者負担を応能負担とすること、サービス支給決定制度の見直しなどを行い、障害者自立支援法に代わる「障がい者総合福祉法（仮称）」を制定します。

また、障がい者福祉予算を拡充し、中小企業を含め障がい者雇用を促進します。精神障害者を中心とした社会的入院患者の社会復帰と地域生活の実現に向けて関連法制度の整備等を進めます。

制度改革推進会議の進め方(大枠の議論のための論点表)たたき台

推進会議	分野	項目	論点等
	自立支援法	地域社会で生活する権利	1、権利規定を明文化する必要性についてどう考えるか 2、自立の概念についてどう考えるか
		障害の定義、適用範囲	1、障害の範囲についてどう考えるか
		法定サービスメニュー	1、現行規定にない社会モデルの視点に立ったサービスメニューは必要か 2、自立支援給付と地域生活支援事業の区分けは必要なのか 3、法定メニューの障害者の生活構造に沿った再編成とシンプル化についてどう考えるか 4、自己決定支援の必要性についてどう考えるか
		支給決定プロセス	1、ニーズ把握の基本的視点をどこに置くか (例えば、本人の障害の状況、本人の自己決定・選択、置かれた環境、及びそれらの相互関係) 2、障害程度区分の廃止とそれに代わる協議・調整による支給決定プロセスのための体制構築についてどう考えるか 3、セルフマネジメント・本人中心計画と相談支援機関、ピアカウンセリング・ピアサポートの役割についてどう考えるか 4、不服の場合の異議申立手続きについてどう考えるか
		地域移行	1、重度障害者の24時間介護体制の構築についてどう考えるか 2、地域移行プログラムの法定化と期限の設定についてどう考えるか 3、地域移行支援策の法定化についてどう考えるか
		利用者負担	1、応益負担の廃止についてどう考えるか 2、負担の有無についてどのような原則と考え方をとるのか 3、新基準の設定についてどう考えるか
		医療支援	1、医療支援のあり方についてどう考えるか 2、負担問題についてどう考えるか
		その他	1、現行の障害程度区分に基づく国庫負担基準の問題についてどう考えるか 2、障害者の地域生活のための財政負担の強化についてどう考えるか 3、地域間格差をどのようになくしていくのか

# ◇ 新体系サービスへの移行について

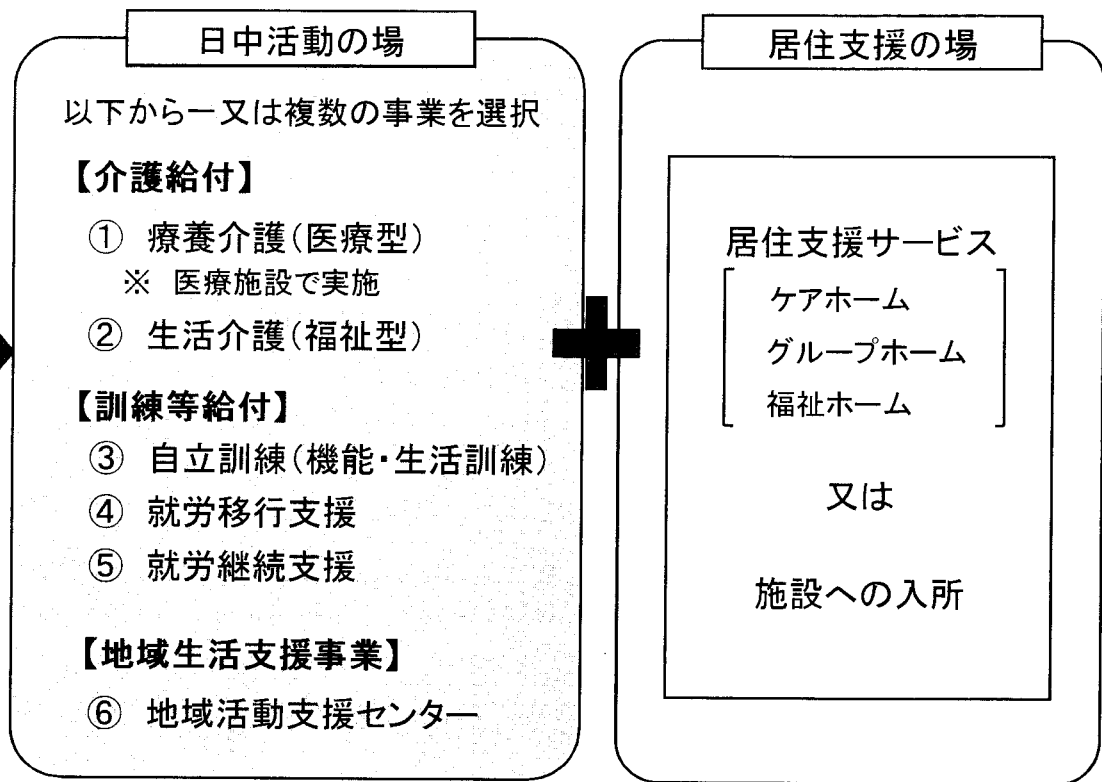
## 利用者本位のサービス体系へ再編

### <再編前:旧体系>

- 重症心身障害児施設  
(年齢超過児)
- 進行性筋萎縮症療養等給付事業
- 身体障害者療護施設
- 更生施設(身体・知的)
- 授産施設(身体・知的・精神)
- 小規模通所授産施設(身体・知的・精神)
- 福祉工場(身体・知的・精神)
- 精神障害者生活訓練施設
- 精神障害者地域生活支援センター  
(デイサービス部分)
- 障害者デイサービス



### <再編後:新体系>



※ 障害者自立支援法による旧体系から新体系への移行は平成24年3月まで。(移行率45%(平成21年10月1日現在))

# 障害者自立支援法に基づく新体系サービスが目指すもの

## 3障害一元化

身体、知的、精神障害者ばらばらのサービス  
(精神障害者は支援費制度の対象外)

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象
- 重複障害者なども総合的かつ効率的なサービスを受けられる

## 昼夜分離

24時間同一施設で生活

- 日中活動と居住に係るサービスの分離により、複数のサービスと組み合わせが可能  
「障害者の選択に基づく多様なライフスタイル」へ

## 地域移行

施設中心の処遇により、障害者が地域で自立するためのサービスが不十分

- 地域生活支援や就労支援といった地域で生活していくために必要なサービスを創設

## サービス名称

「更生」、「授産」などの国民にわかりにくいサービス名称

- 「介護」、「訓練」、「就労支援」といった国民にわかりやすいサービス名称に変更

# 新体系サービスへの移行状況

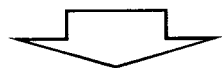
	平成18年 9月30日 指定数	平成19年				平成20年				平成21年			
		4月1日		10月1日		4月1日		10月1日		4月1日		10月1日	
		新体系 移行数	移行率	新体系 移行数	移行率	新体系 移行数	移行率	新体系 移行数	移行率	新体系 移行数	移行率	新体系 移行数	移行率
<b>(1) 身体障害者更生援護施設等</b>													
身体障害者療護施設	503	43	8.5%	68	13.5%	101	20.1%	116	23.1%	179	35.6%	205	40.8%
身体障害者更生施設	106	15	14.2%	19	17.9%	29	27.4%	33	31.1%	49	46.2%	50	47.2%
身体障害者入所授産施設	202	20	9.9%	26	12.9%	44	21.8%	53	26.2%	73	36.1%	83	41.1%
身体障害者通所授産施設	343	70	20.4%	102	29.7%	133	38.8%	143	41.7%	178	51.9%	181	52.8%
身体障害者小規模通所授産施設	239	72	30.1%	99	41.4%	124	51.9%	135	56.5%	175	73.2%	182	76.2%
身体障害者福祉工場	34	12	35.3%	13	38.2%	17	50.0%	15	44.1%	18	52.9%	21	61.8%
合 計	1,427	232	16.3%	327	22.9%	448	31.4%	495	34.7%	672	47.1%	722	50.6%
<b>(2) 知的障害者更生援護施設等</b>													
知的障害者入所更生施設	1,453	74	5.1%	107	7.4%	224	15.4%	264	18.2%	438	30.1%	496	34.1%
知的障害者入所授産施設	227	12	5.3%	18	7.9%	33	14.5%	38	16.7%	57	25.1%	68	30.0%
知的障害者通勤寮	126	6	4.8%	9	7.1%	13	10.3%	15	11.9%	23	18.3%	28	22.2%
知的障害者通所更生施設	604	93	15.4%	119	19.7%	188	31.1%	189	31.3%	270	44.7%	283	46.9%
知的障害者通所授産施設	1,634	182	11.1%	235	14.4%	398	24.4%	440	26.9%	651	39.8%	683	41.8%
知的障害者小規模通所授産施設	434	166	38.2%	199	45.9%	254	58.5%	272	62.7%	314	72.4%	325	74.9%
知的障害者福祉工場	70	35	50.0%	40	57.1%	46	65.7%	49	70.0%	52	74.3%	53	75.7%
合 計	4,548	568	12.5%	727	16.0%	1,156	25.4%	1,267	27.9%	1,805	39.7%	1,936	42.6%
<b>(3) 精神障害者社会復帰施設</b>													
精神障害者生活訓練施設	293	19	6.5%	29	9.9%	40	13.7%	42	14.3%	62	21.2%	66	22.5%
精神障害者入所授産施設	29	5	17.2%	6	20.7%	8	27.6%	9	31.0%	12	41.4%	13	44.8%
精神障害者通所授産施設	305	71	23.3%	87	28.5%	119	39.0%	123	40.3%	151	49.5%	157	51.5%
精神障害者小規模通所授産施設	347	107	30.8%	138	39.8%	184	53.0%	195	56.2%	236	68.0%	255	73.5%
精神障害者福祉工場	19	6	31.6%	7	36.8%	8	42.1%	11	57.9%	13	68.4%	14	73.7%
合 計	993	208	20.9%	267	26.9%	359	36.2%	380	38.3%	474	47.7%	505	50.9%
<b>(4) 合 計</b>													
合 計	6,968	1,008	14.5%	1,321	19.0%	1,963	28.2%	2,142	30.7%	2,951	42.4%	3,163	45.4%

※「新体系移行数」及び「移行率」は、平成18年9月30日時点で指定を受けていた旧法施設等のうち、各時点の前日において新体系へ移行済の施設数及びその割合である。  
 ※厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ



## ○ 新体系サービスへの移行について

- ・ 障害のある方が地域で安心して暮らすためには、施設中心のこれまでのサービスの在り方から地域生活中心の新たなサービスへ変えていく必要がある
- ・ 地域生活への移行を進めていくためには、「昼夜分離」を進め、障害のある方の希望に応じて、複数のサービスを組み合わせる利用することが望ましい



- ・ 既に半数近くが新体系サービスへ移行(平成21年10月1日現在 移行率45.4%)
- ・ これまで様々な移行支援を実施してきており、今後も継続
  - ア 新体系サービスでは、報酬上の各種加算や手厚いサービスの提供に応じた報酬額の設定
  - イ 移行前の報酬水準との差額の助成
  - ウ 新体系サービスで必要となる改修・増築工事費等の助成 等
- ・ 衆議院予算委員会(平成22年2月15日)において、厚生労働大臣が「新体系移行を後押しして進めていく」旨、答弁

**第174回通常国会・衆・予算委員会〔平成22年2月15日(月)〕**  
**(公)高木美智代議員質疑【新体系移行関係部分を抜粋】**

(高木美智代議員)

大臣、これは緊急的な課題でございますが、その中で新体系の移行の問題があります。今、これもやっと50%が移行したと聞いています。法律では、24年の3月までに移行するということが定められております。しかし、先程申し上げた遅くとも3年半ということですが、そうなりますとこれは、25年の8月、その間、事業者の方達は自立支援法改正の在り方など、先が見えてこない、戸惑っていると、どうしたらいいのかと、これはまさに悲鳴です。今後、どういう風にしていくのか、移行するのか、しないのか、はっきり方針を示していただきたい。これは多くの事業者のお声でございます。明快な答弁を求めます。

(長妻厚生労働大臣)

今、おっしゃられた点はですね、障害者の皆様方への施策というのは、かつて昔は措置ということでございまして、その後契約支援費ということになりましたけれども、ただその時代の障害者施設が細かく分かれているという、この考え方を統合しようということで3障害一元化とか、昼夜分離とか、いろんな考え方がその後生まれ、それに徐々に移行しているというところで、今おっしゃられるように、まだ移行率は半分ということでございます。これについて、我々はもちろん推進をする立場でございます。

ただですね、これも拙速というか、きちっと議論をしなければならないのは、この障害者自立支援法の、私共、野党時代も申し上げたんですが、その当事者、障害者のまさにその当事者の方の議論がなかなか反映されなかったのではないかと深い反省に立っておりまして、今後、推進会議、あるいは部会等でも十分に障害者の皆様方の当事者のお考えを十二分に聞いた上で、法律等の中でも、この推進を反映できるように取り組んでまいりたいと考えています。

(高木美智代議員)

事業者は新体系の移行をどうするのか。まさにこれは生活がかかっている問題であり、また障害者の方達にとってみたら自分達の働いている所が存続できるのかどうか、その今瀬戸際なわけです。それが、この年限があるわけですので、確かに今ちょっと大臣がおっしゃった3障害一元化とか、違うことをお考えなのかと、一瞬思ってしまったんですが、いずれにしても移行することが法律上決められている。24年の3月まで移行しなければ、今度は政府からの様々な支援を受けられないという状況があります。これに対して、どのように対応されますか。このまま放置しておいていいということですか。事業者の方達に当事者の意見を聞くから、このまま待ってくれという、今の大臣の答弁でよろしいのでしょうか。

(長妻厚生労働大臣)

先程も申し上げましたように、今の点については移行を我々も後押しして進めていくということでありまして。そしてもう一つの議論としては、全体ですね、そういう施設の在り方、全体についても、新しい法律体系の中で、見直すべきところは見直すし、障害者の皆様のご意見を十分に反映して、それも法案の中で位置付けられるものは位置付けていきたい、こういうことでもあります。

# 新体系サービスへの移行支援策

## 1. 新体系サービスの報酬

- 新体系サービスでは、各種加算や手厚いサービスの提供に応じた報酬額の設定がされていることから、これらを活用した収入の増が図られる。
  - ・ 重度障害者支援(体制)加算（重度障害者に対し、手厚いサービスを提供した場合）  
10～735単位/日 施設入所支援、短期入所、就労継続支援
  - ・ 医療連携体制加算（医療機関との契約により訪問看護が提供された場合）  
利用者1人につき500単位/日 児童デイ、ケアホーム、生活訓練、就労継続支援 等
  - ・ 土日等日中支援加算（土日等にサービスを提供した場合） 90単位/日 施設入所支援
  - ・ 就労継続支援B型について、手厚い支援体制（職員配置）を本体報酬により評価  
定員20～40人の場合（7.5：1）527単位/日（参考）（10：1）481単位/日

## 2. 移行後の収入の保障

- 従前額保障  
新体系サービスに移行した後、想定より利用者数等が確保できなかったことにより、収入が減少した場合に、移行前の報酬水準との差額を助成

基金事業：「移行時運営安定化事業」21年度補正予算において、基盤整備分を含み355億円積増し

## 3. その他

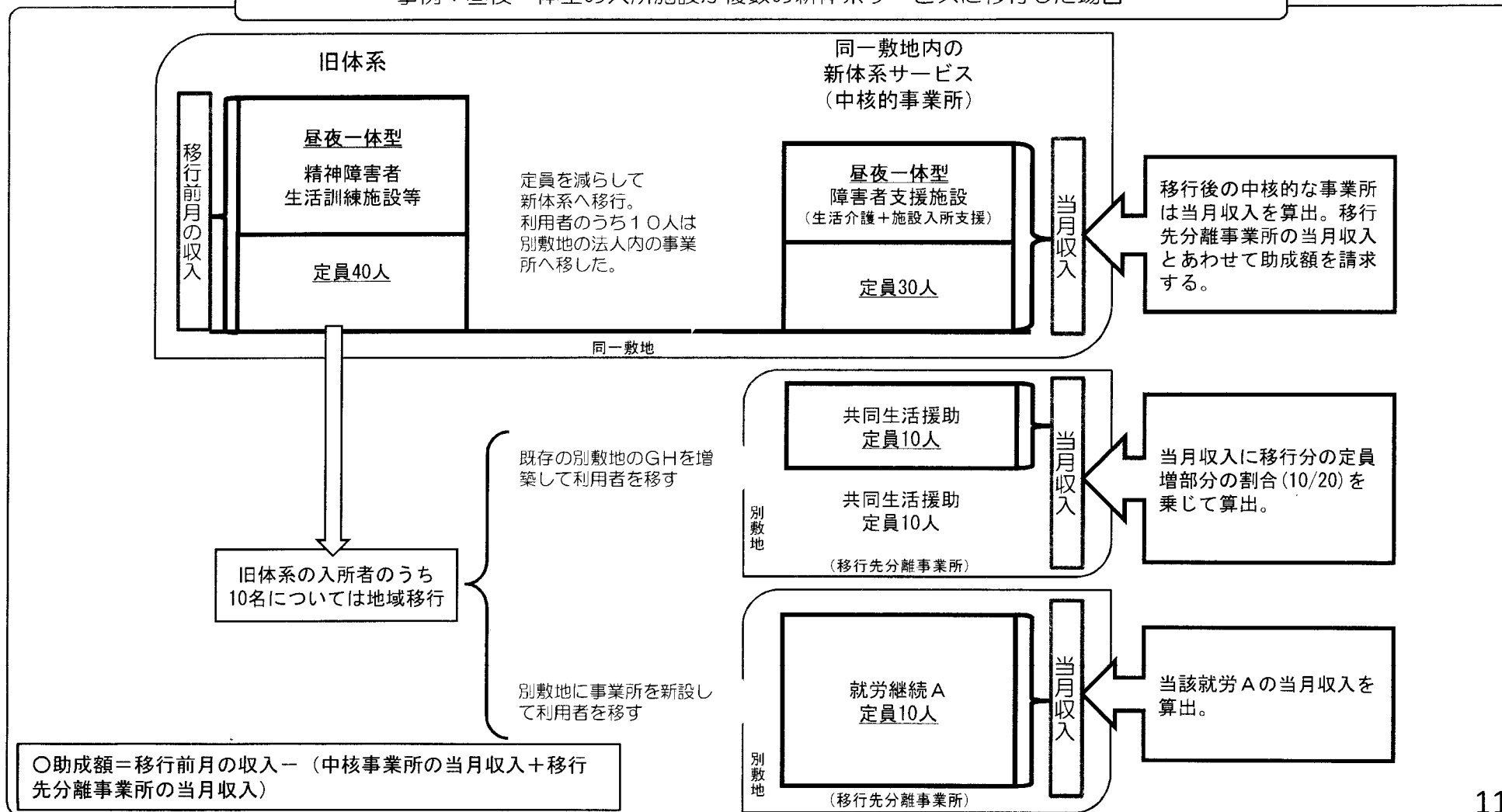
- 新体系サービスで必要となる改修・増築工事費や生産設備費等を助成  
助成額：2,000万円以内（1施設当たり）
- 新体系サービスへの移行に伴うコストの増加等を踏まえて、移行した月に限り、利用者数に応じた額を助成

基金事業：「新事業移行促進事業」施設入所支援の場合 5,700円（利用者1人当たり）※22年度の単価

# 移行時運営安定化事業（新体系移行促進策）について

移行時運営安定化事業については、昼夜一体型の入所施設が複数の新体系サービスに移行した場合など、事業を展開していた敷地以外において新体系サービスを行う場合も移行先として扱い、従前の報酬水準を保障することにより、新体系移行の際に障害者自立支援法の施策目標である地域移行の推進を図るための地域移行促進効果も付与されていることから積極的に周知活用し、新体系移行を促進していただきたい。

事例：昼夜一体型の入所施設が複数の新体系サービスに移行した場合



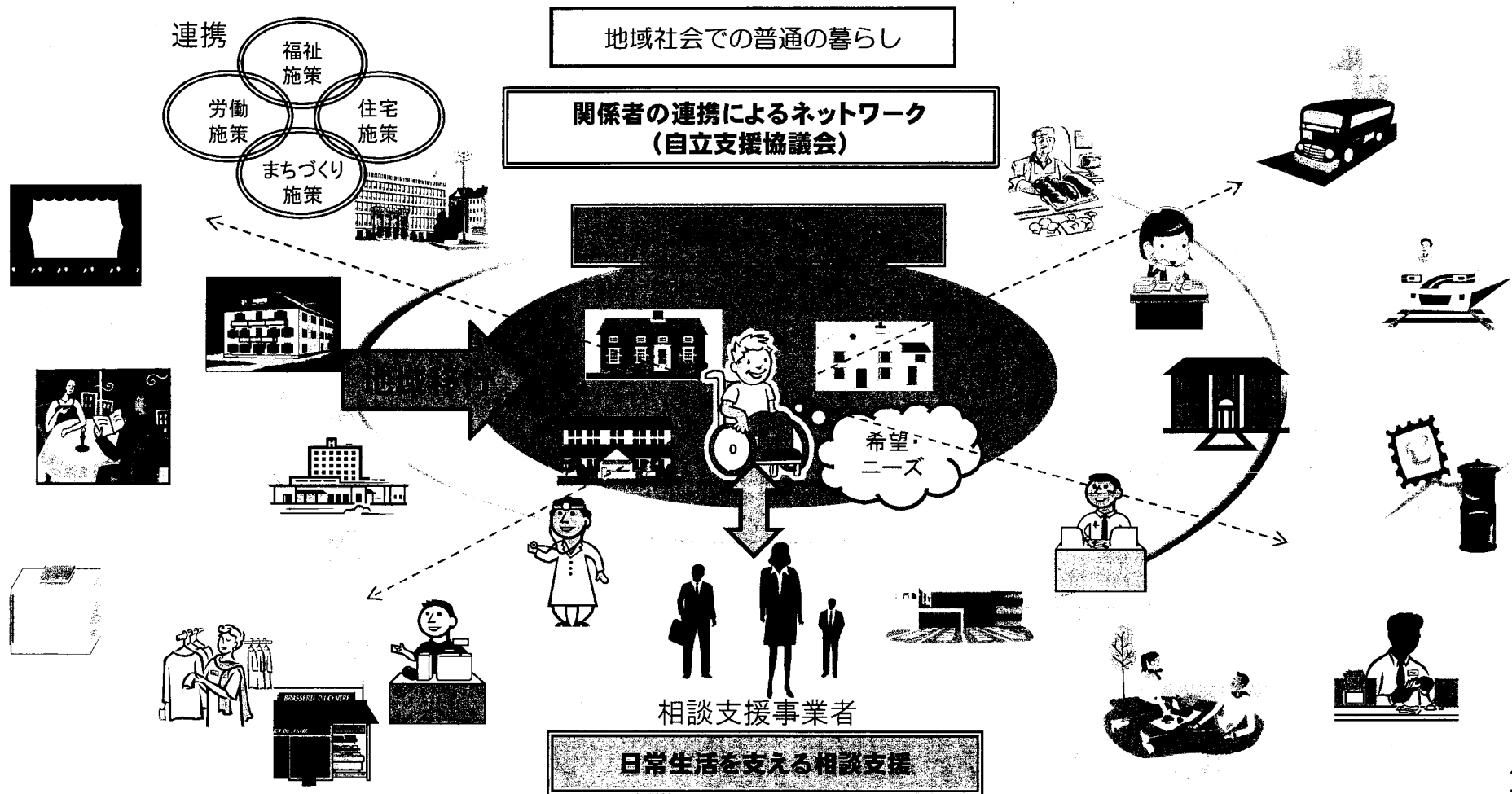
# ◇ 障害者の地域生活への移行について

## 障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

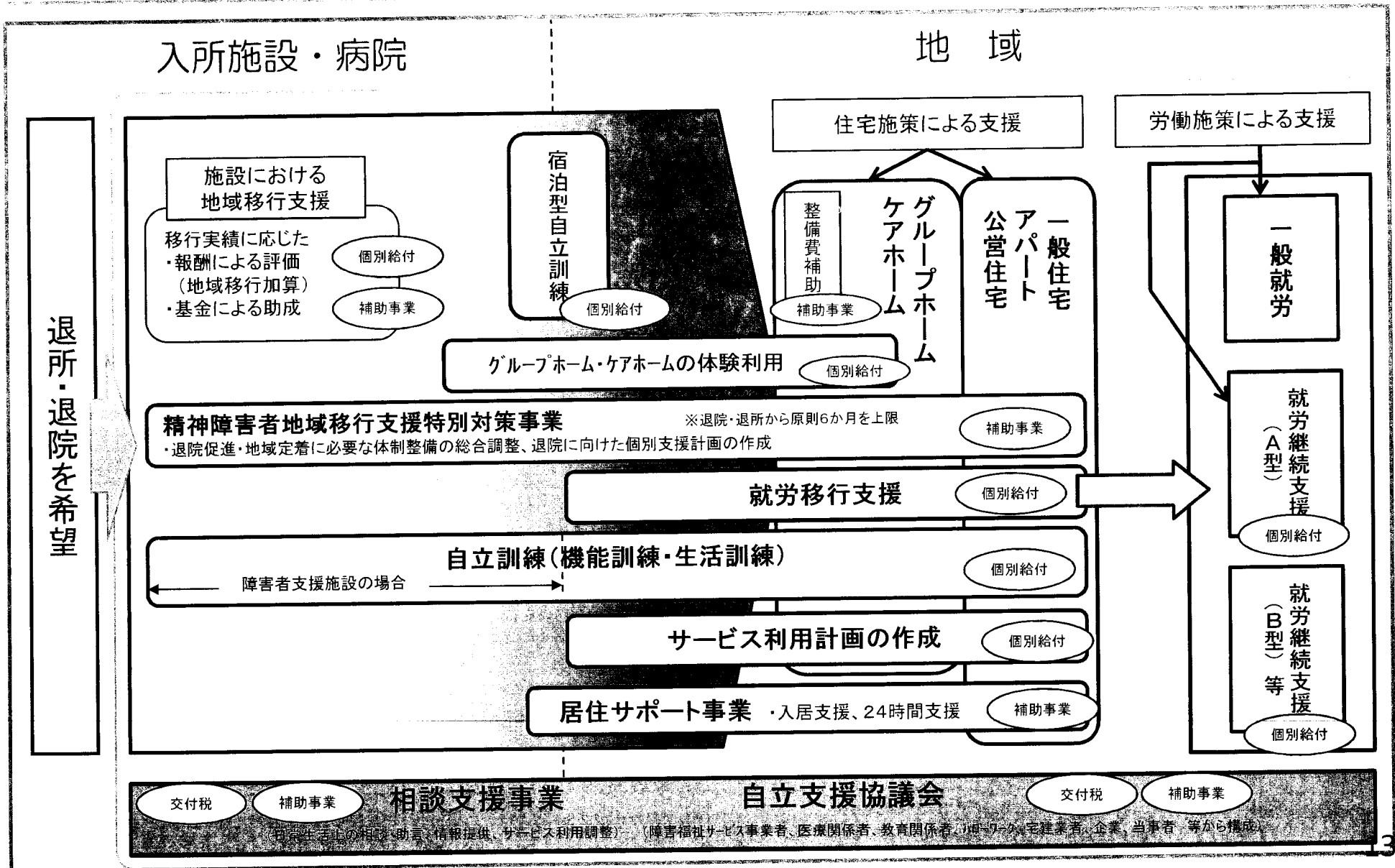
(目指す方向)

重度の障害者でも地域での暮らしを選択できる基盤づくり

・安心して暮らせる住まいの場の確保、・日常生活を支える相談支援体制の整備、・関係者の連携によるネットワークの構築



# 障害者の地域移行を進めるための支援方策について

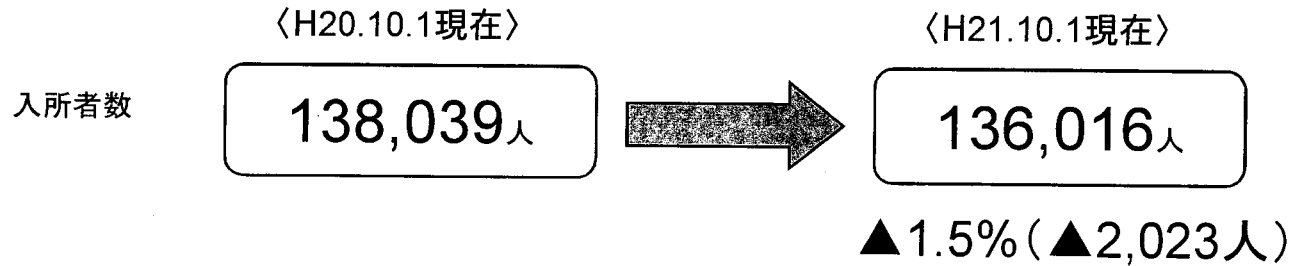


# 施設入所者の地域生活への移行に関する状況について①

速報値(2/22時点)

※2, 596施設からの回答を集計(回収率約96%)

## 1 入所者の推移



- 対象施設
- (1) 身体障害者療護施設
  - (2) 身体障害者入所授産施設
  - (3) 知的障害者入所授産施設
  - (4) 知的障害者入所授産施設
  - (5) 精神障害者入所授産施設
  - (6) 身体障害者入所更生施設
  - (7) 精神障害者生活訓練施設
  - (8) 障害者支援施設

## 2 施設退所後の居住の場の状況

### (1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	死亡	その他	計	新規入所者
5,332人 (51.4%)	1,081人 (10.4%)	471人 (4.5%)	85人 (0.8%)	1,386人 (13.4%)	1,669人 (16.1%)	348人 (3.4%)	10,372人	8,349人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

### (2) 地域生活への移行状況

〈H20.10.1→H21.10.1〉

地域生活へ移行した者

**5,332人**

3.9%(H20.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

#### 〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭復帰	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
1,876人 (35.2%)	650人 (12.2%)	83人 (1.6%)	71人 (1.3%)	1,828人 (34.3%)	682人 (12.8%)	106人 (2.0%)	36人 (0.7%)

## 施設入所者の地域生活への移行に関する状況について②

速報値(2/22時点)

※2, 596施設からの回答を集計(回収率約96%)

### 3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	旧体系施設 (授産)	旧体系施設 (授産以外)
887人 (16.6%)	28人 (0.5%)	188人 (3.5%)	284人 (5.3%)	59人 (1.1%)	832人 (15.6%)	328人 (6.2%)	260人 (4.9%)
地域活動支援 センター	一般就労	学校	精神科 デイケア等	通所介護 (介護保険)	その他の活動	未定	不明
155人 (2.9%)	564人 (10.6%)	41人 (0.8%)	439人 (8.2%)	144人 (2.7%)	166人 (3.1%)	621人 (11.6%)	336人 (6.3%)

### 4 施設入所前の居住の場の状況

#### (1) 新規入所者の入所前の内訳

地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
3,286人 (39.4%)	1,548人 (18.5%)	128人 (1.5%)	17人 (0.2%)	2,992人 (35.8%)	378人 (4.5%)	8,349人

#### (2) 地域生活の内訳

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
171人 (5.2%)	94人 (2.9%)	10人 (0.3%)	25人 (0.8%)	2,656人 (80.8%)	191人 (5.8%)	35人 (1.1%)	104人 (3.2%)



障害福祉計画に係るグループホーム・ケアホームの進捗状況(都道府県別)

		23年度計画値に対する到達率(平成21年10月時点)
1	北海道	70.1%
2	青森県	61.3%
3	岩手県	73.6%
4	宮城県	72.0%
5	秋田県	50.9%
6	山形県	56.2%
7	福島県	66.5%
8	茨城県	71.0%
9	栃木県	71.9%
10	群馬県	57.9%
11	埼玉県	49.6%
12	千葉県	60.3%
13	東京都	80.7%
14	神奈川県	66.4%
15	新潟県	53.5%
16	富山県	60.4%
17	石川県	76.2%
18	福井県	90.2%
19	山梨県	65.5%
20	長野県	67.0%
21	岐阜県	67.3%
22	静岡県	65.5%
23	愛知県	60.3%
24	三重県	52.3%

		23年度計画値に対する到達率(平成21年10月時点)
25	滋賀県	70.5%
26	京都府	67.0%
27	大阪府	65.2%
28	兵庫県	48.4%
29	奈良県	60.5%
30	和歌山県	58.5%
31	鳥取県	79.7%
32	島根県	67.7%
33	岡山県	65.0%
34	広島県	66.4%
35	山口県	47.2%
36	徳島県	43.1%
37	香川県	65.3%
38	愛媛県	60.0%
39	高知県	63.4%
40	福岡県	62.4%
41	佐賀県	70.8%
42	長崎県	60.7%
43	熊本県	50.3%
44	大分県	58.4%
45	宮崎県	51.6%
46	鹿児島県	53.4%
47	沖縄県	61.7%
	合計	64.0%

## (1)グループホーム・ケアホームについて

### ○ 障害者の地域生活への移行を促進するため

→ グループホーム・ケアホームのさらなる整備促進が急務

※ 平成21年10月から、ワンルームマンション等について建物内に複数の「共同生活住居」を設置可能に。

### ○ 一方で、

・ 同一敷地内で複数の共同生活住居を設置 → 集団処遇ではないか

・ 同一敷地内での日中活動との併設 → 昼夜の一体化ではないか  
といった意見もある。

→ 「家庭的な雰囲気」「地域との交流」といったグループホーム等の趣旨について十分配慮しながら整備促進。

### ○ また、近年の火災による死亡事故の発生や消防法令の改正

→ 防火安全体制について改めて関係者への周知をお願いする。

## (2)障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

- 障害者の住まいの場の確保のため福祉施策と住宅施策の連携が必要。
- 国においても、厚生労働省と国土交通省が協力し施策を推進。
  - ① 公営住宅の活用や施設整備費・地域住宅交付金  
→ グループホーム・ケアホームの整備促進
  - ② 公営住宅における障害者の優先枠の設定や既存民間住宅の借り上げ  
→ 公的賃貸住宅の入居促進
  - ③ あんしん賃貸支援事業、家賃債務保証制度等の活用  
→ 民間賃貸住宅への入居の円滑化
  - ④ バリアフリー改修促進税制や地域住宅交付金による民間住宅のバリアフリー改修助成の活用  
→ 住宅のバリアフリー化の支援
- 福祉部局と住宅部局の連携をお願いします。

# 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

## 障害者が安心して暮らすことのできる住まいの場の確保

### 1. グループホーム・ケアホームの整備促進

- 身体障害者を対象とするグループホーム・ケアホームに対する公営住宅の活用
- 公営住宅をグループホームとして活用するためのマニュアルの活用
- 厚生労働省における施設整備費の助成等と国土交通省における地域住宅交付金の活用

### 2. 公的賃貸住宅の入居促進

- 障害者の優先枠の設定や障害者向けの公営住宅の供給等による入居促進
- 既存民間住宅の一部を借り上げて行う公営住宅の供給
- 公的賃貸住宅団地の余剰地に福祉施設等を積極的に誘致・導入する安心住空間創出プロジェクトの実施

### 3. 民間賃貸住宅への入居の円滑化

- 障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居について協議する居住支援協議会の積極的な活用
- 福祉部局と住宅部局との連携によるあんしん賃貸支援事業の積極的な活用と周知徹底
- (財)高齢者住宅財団が未払い家賃の債務保証を行う家賃債務保証制度の普及

### 4. 住宅のバリアフリー化の支援

- バリアフリー工事について所得税や固定資産税を減税するバリアフリー改修促進税制についての周知徹底
- 地域住宅交付金の提案事業として行う民間住宅のバリアフリー改修への助成

(平成21年11月12日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)

## ◇ 相談支援体制の充実等について

### (1) 相談支援の充実等について

- 障害者が地域で安心した生活を送っていくため相談支援が重要
  - しかし、市町村ごとの取組に格差があるとの指摘。
  - 相談支援事業の機能を強化する事業(地域生活支援事業や基金事業)の活用が重要であり積極的な活用をお願いします。
  
- サービス利用計画作成費は実績が低調 ※利用者数2,731人(平成21年4月)
  - 利用者の地域生活を支援する上で、計画作成後のモニタリングやサービス事業者との連絡調整が重要であり、積極的な活用をお願いします。
  
- 障害者の地域生活を支えるために、相談支援専門員やサービス管理責任者等の人材の質の向上が不可欠
  - 昨年度、国において都道府県研修の企画立案・運営を担う者に対する研修を実施したので、その人材の活用をお願いします。
  - 現任研修を平成20年度までに一度も開催していない都道府県が14か所あるため、確実な実施をお願いします。

## (2) 地域自立支援協議会の活動の充実について

- 障害者が地域で安心して自立生活を送っていくためには、本人のニーズに合った各種のサービスを提供する地域の支援体制の整備が必要

→ 地域自立支援協議が市町村に設置されることが重要。

※平成21年4月時点で79%の市町村が設置

- 更なる設置の促進・活性化のため、
  - ・ 「自立支援協議会設置・運営マニュアル」(平成19年度に各自治体に配布)
  - ・ 「都道府県相談支援体制整備事業」(地域生活支援事業)
    - ※自立支援協議会の設置・運営に関するアドバイザーを派遣する事業
  - ・ 「地域自立支援協議会運営強化事業」(基金事業)

の活用をお願いしたい。

# ◇ 障害者の就労支援の推進等について

## ○ 工賃倍増5か年計画のイメージ

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算	—	5億円	16億円	17億円	8億円	
国	工賃水準ステップアップ事業実施  〔授産施設に経営コンサルタントを派遣し、経営改善を図るモデル事業〕	工賃倍増計画の各地域への事例を基に、他域へのノウハウを提供  円卓会議等の場を活用し、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みを紹介するとともに、工賃倍増計画の内容における助言を行う	先進事例の収集を図り、広く公表する等の情報提供を実施  ①コンサルタントによる施設経営支援 ②事業所職員職場実習コーディネーター配置及び受入企業の開拓 ③説明会等の実施による施設職員等の意識改革 ④障害者就労に理解を示す企業のPR	各都道府県の工賃実態等の把握  新規事業利用者の一般就労に向けた職業能力向上のための職業指導員等の研修を実施	① これまでの取組における、効果的な事業に対する支援  ② 複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う取組等に対する支援〔定額(10/10)相当〕  新規事業 ① 「共同受注窓口組織」整備のための事業(8か所(ブロックごとに1か所)) ② 工賃引上げに積極的な事業所における好事例紹介、説明会 ③ 事業所経営意識向上既存事業 コンサルタント派遣期間見直し(3年→2年)等	
都道府県	実施結果を検証し、19年度事業に反映	地域の企業グループや労働行政とネットワークを構築し、当該ネットワークが中心となり工賃倍増計画を策定	事業所職員、利用者、保護者の意識改革	就労支援に携わる職員、利用者、保護者の意識改革	行政刷新会議の「事業仕分け」での指摘を踏まえ、事業内容の見直しを実施	
事業所	先行(約8か所)	集中実施期間 (意識改革、コンサルタント派遣等)	→	継続実施期間	→	
	前期(約20か所)		集中実施期間 (意識改革、コンサルタント派遣等)	→	継続実施期間	→
	中期(約20か所)			集中実施期間	→	継続実施期間
	後期(約16か所)				集中実施期間	→
研修				研修事業	集中実施期間	→

# 工賃倍増5か年計画の推進について

## 工賃倍増に向けた取組

- ◇ 就労継続支援B型等で働く障害者の工賃水準(平成18年度平均工賃月額12,222円)が低く、障害者が自立して生活するために工賃を引き上げることが必要。
- ◇ 平成23年度までの5年間で平均工賃の倍増を目指すため、平成19年度において都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策等を定めた「工賃倍増5か年計画」を策定し、同計画に基づき都道府県が実施する事業等に対して支援を行う。
- ◇ 行政刷新会議の「事業仕分け」における指摘事項を踏まえ、既存事業の見直しを行うとともに、新規事業を追加。

### 【指摘事項】

①効果的な事業手法を工夫すべき、②執行率が低い、③補助事業のメニューの多様化を検討し、就労継続支援事業所等への経営コンサルタントの派遣だけでなく、都道府県が考えた効果的な事業も対象となるようにすべき、④地方負担の存在が執行率が低い大きな要因の一つとなっていると考えられるので、国庫負担のあり方を検討。

## 事業の成果(平成20年度)

- ◇ 平成19年度にコンサルタントによる支援を実施した事業所 平成19年度 13,664円 → 平成20年度 14,438円(5.7%増)
- ◇ 平均工賃の高い県(佐賀県、福井県、徳島県)は、共同受注体制の整備など、事業所間で協働した取組を実施。  
(参考) 全国平均 平成19年度 12,600円 → 平成20年度 12,587円

## 平成22年度における主な事業内容 (21年度予算 約17億円 → 22年度予算案 約8億円(実施主体 都道府県))

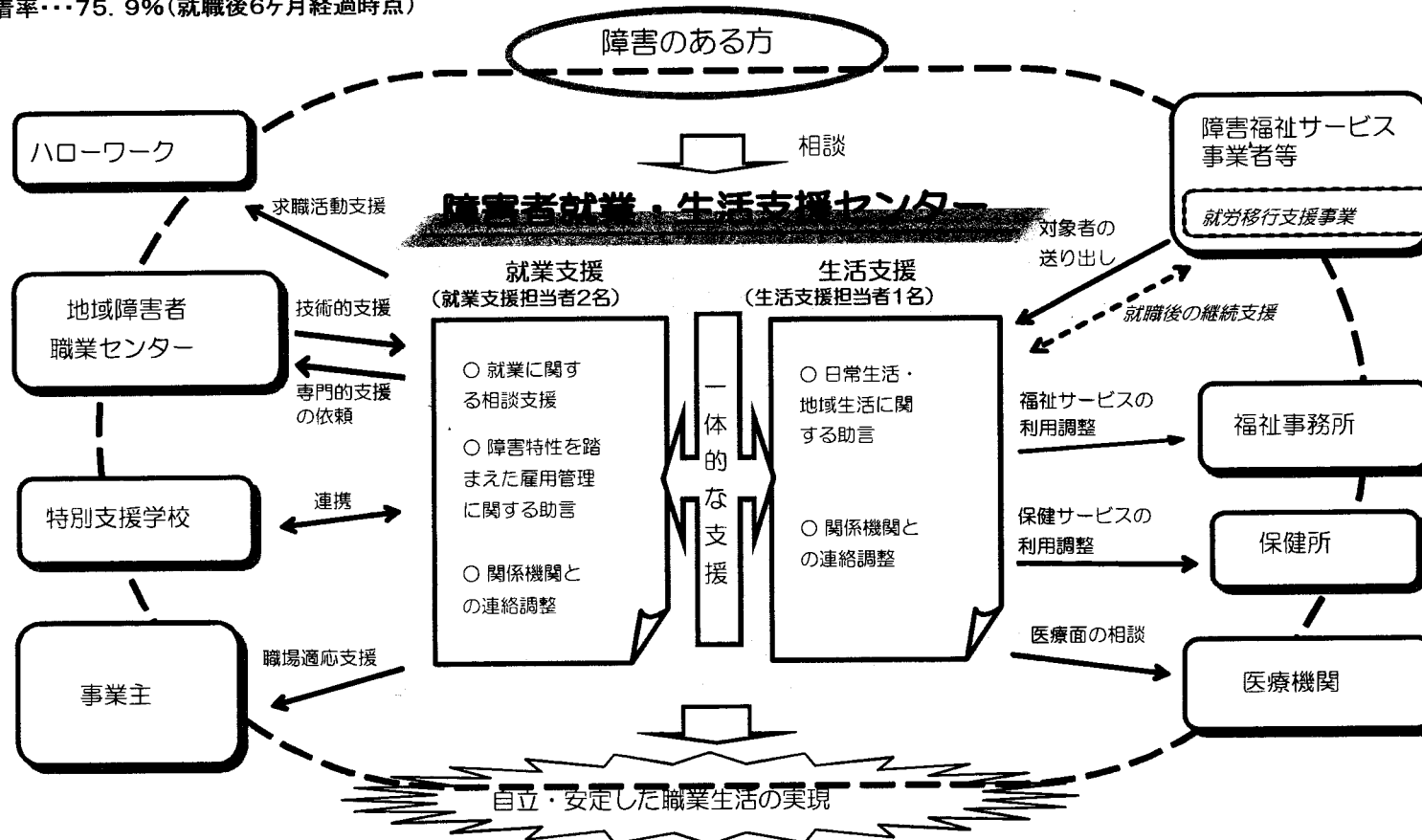
- 【既存事業(補助率:1/2(負担割合 国1/2、都道府県1/2))】 → 効果的な事業実施のための見直しを実施
  - 経営コンサルタント派遣等による個別事業所の工賃引上げの促進  
平成22年度は、1県あたり平均16事業所にコンサルタント派遣を実施、派遣期間は2年
  - 事業所職員の人材育成に関する経費  
事業所職員の人材育成(スキルアップ、経営ノウハウの向上)、インターネットを活用した情報提供(研修使用資料、データ)
- 【新規事業(補助率:定額(10/10相当))】 → 効果的かつ国庫負担のあり方を踏まえた事業実施
  - 複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口組織」の整備(8か所(ブロックごとに1か所))
  - 工賃引上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施
  - 事業者の経営意識の向上(未着手事業所への説明会)



# 障害者就業・生活支援センター事業の充実

- ・ 就職を希望している障害のある人、あるいは在職中の障害のある人を対象に、ハローワークや地域障害者職業センター、福祉事務所や障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携して様々な支援制度を活用しつつ、就職に当たっての支援や仕事を続けていくための支援を、日常生活面も含めて行う。

- ・ 設置・運営・・・全国で247箇所(平成22年2月1日現在)
- ・ 支援対象障害者(登録者)数・・・30,943人(平成19年度末時点)
- ・ 相談・支援件数(障害者:平成19年度)・・・525,128回(延べ回数)
- ・ 相談・支援件数(事業主:平成19年度)・・・100,485回(延べ回数)
- ・ 就職件数・・・4,637件(平成19年度)
- ・ 職場定着率・・・75.9%(就職後6ヶ月経過時点)



## 障害者就業・生活支援センター事業 (平成22年度予算案)

障害者の職業生活における自立を図るため、障害者の身近な地域で、就業面及び生活面における一体的な支援を行う。(生活支援部分について予算計上)

### 予算額

- 障害者就業・生活支援センター事業(生活支援部分)  
21年度予算 7.0億円 → 22年度予算案 9.6億円

### 新規要求事項等

- 障害保健福祉圏域におけるセンター箇所数増 (予算ベース)  
箇所数: 平成21年度265箇所 → 平成22年度案 282箇所  
(17箇所増)
- 非常勤職員の新規配置(1名)  
(平成21年度) (平成22年度予算案)  
生活支援担当者 常勤1名 → 常勤1名 + 非常勤1名

## ◇ 障害者虐待防止対策等について

### ○障害者虐待防止対策支援事業費(平成22年度予算案・新規事項) 461,587千円

#### 1 事業概要

障害者に対する虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等を行うため、地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行う事業に要する費用を都道府県に対して補助する。

#### 2 主な事業内容

##### (1)地域協力体制整備事業

- ・ 以前に虐待のあった家庭等に対し相談支援事業者等が訪問して相談を実施、相談窓口の体制強化、虐待を受けた障害者の一時保護を行うための居室の確保等

##### (2)障害者虐待防止・権利擁護研修事業

- ・ 施設従事者等に対する虐待防止等に関する研修
- ・ 相談窓口職員に対する虐待の防止や虐待を受けた者の支援等に関する専門的な研修

##### (3)専門性強化事業

- ・ 都道府県は、学識経験者、医師、弁護士等との連携体制を整備して、医学的見地からの助言、司法的対応への協力等を得て専門性を強化

##### (4)カウンセリング強化事業

- ・ 虐待を受けた障害者又は虐待を行った者等に対する精神科医等による心理的側面によるケアの実施

#### 3 実施主体 都道府県

#### 4 補助率 1/2(負担割合 国1/2、都道府県1/2)

### ○障害者虐待防止・権利擁護事業費(平成22年度予算案・新規事項) 3,435千円

#### 1 事業目的

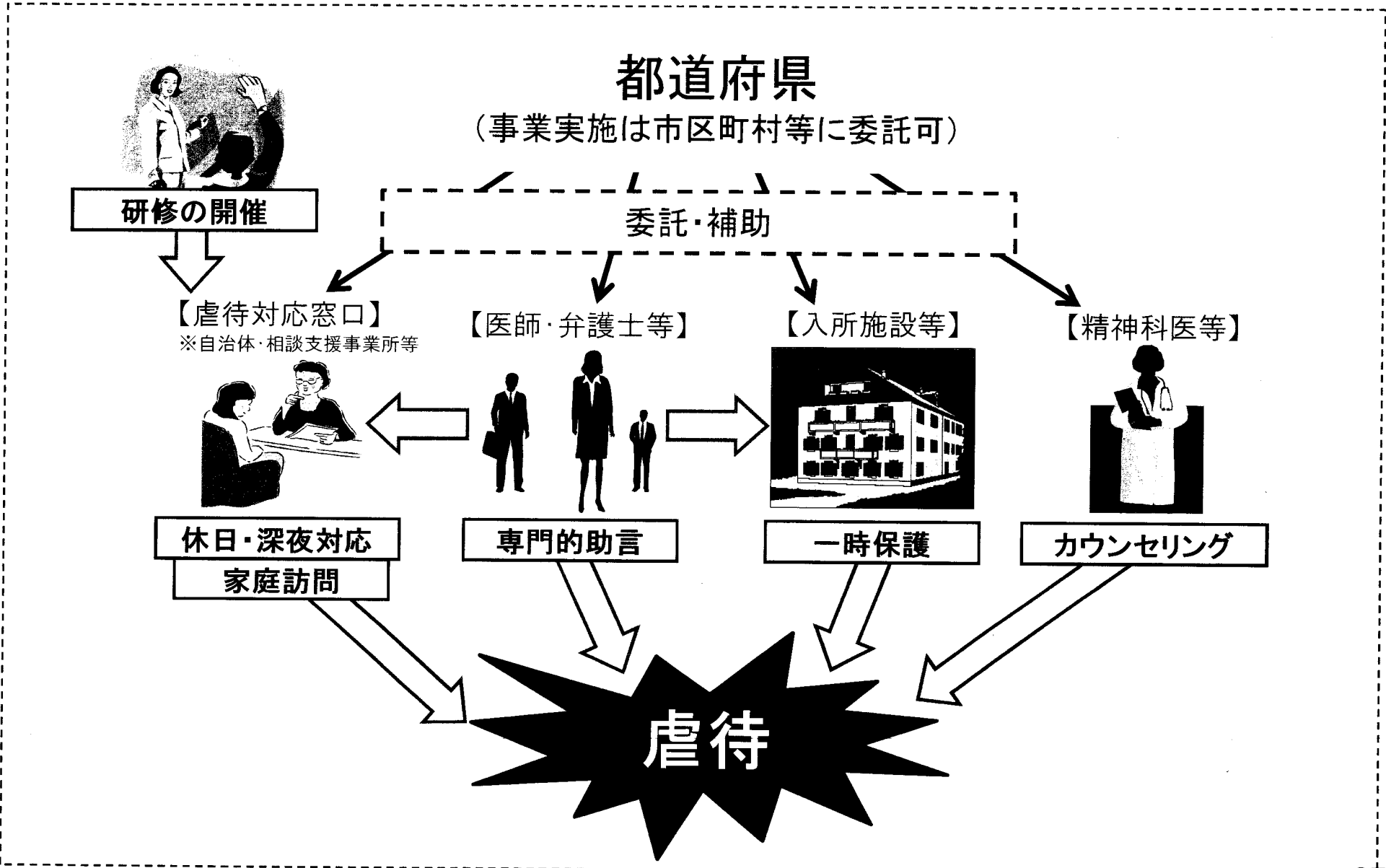
国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施し、関連する制度の周知等を行う。

#### 2 事業内容

- ・ 充実した研修を実施するため、有識者による検討会を開催する。
- ・ 各都道府県及び指定都市から5名程度の受講者の推薦を受け、年1回程度の研修を実施する。

#### 3 実施主体 国(民間法人へ委託予定)

# 障害者虐待防止対策支援事業の実施イメージ



## ◇ 障害児支援について

### 障害児施設の入所における措置と契約について

#### 現 状

- 障害児施設への入所は、「障害児施設給付費等の支給について」(平成19年3月22日障発第0322005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、保護者による虐待や養育拒否の場合等は措置、それ以外の場合には契約によることとされている。

- (措置の場合)
- ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
  - ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
  - ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難な場合

#### 課 題

- 措置と契約の判断について、都道府県によって差が生じている。  
(例えば、障害児入所施設における措置率は名古屋市、三重県、大阪市、愛知県は40%台、仙台市、長野県、鹿児島県は2%台となっている)
- こうした差が生じている背景には、保護者の虐待等、措置によるべき場合でも契約とされた事例があるとの指摘もある。

#### 社会保障審議会障害者部会報告(平成20年12月16日)

- 措置か契約かの判断をより適切に行うとの観点から、判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとすべきである。



## 障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について

(平成21年11月17日障障発1117第1号 障害福祉課長通知)

### (虐待の取扱い)

- ・虐待のおそれがある場合も虐待に含めて柔軟に対応
- ・保護者に契約の意志があっても措置で対応
- ・きょうだい措置されている場合でも個々の児童ごとに虐待状況を把握

### (滞納の取扱い)

- ・滞納をしていることだけをもって措置とするのではなく、児童の虐待等の状況を勘案し判断  
ただし、必要な手続きを行った上で契約解除された場合において、引き続き入所させる必要がある場合は措置とする
- ・措置によらなければ受け入れないなど事業者の意向ではなく、児童の状態により判断

### (その他)

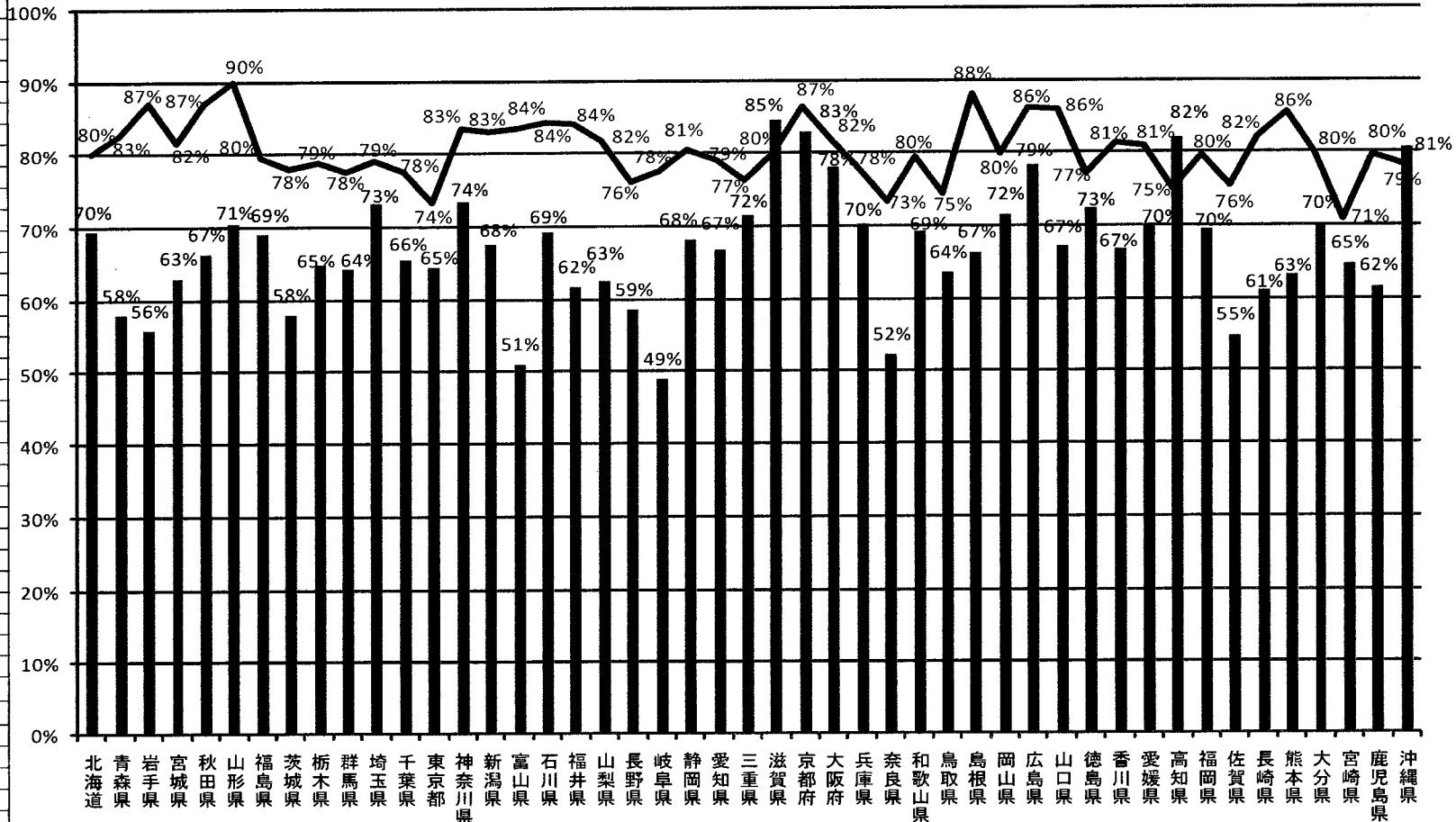
- ・民法上、対象児童の保護者以外の者と契約することはできないため、保護者が契約できない場合は措置

本通知を踏まえ、現在、障害児施設に入所している児童も含めて適切な判断を

# ◇ 福祉・介護人材の処遇改善事業等の活用について

## 福祉・介護人材の処遇改善事業と介護職員処遇改善交付金の申請率比較 (平成21年12月末時点)

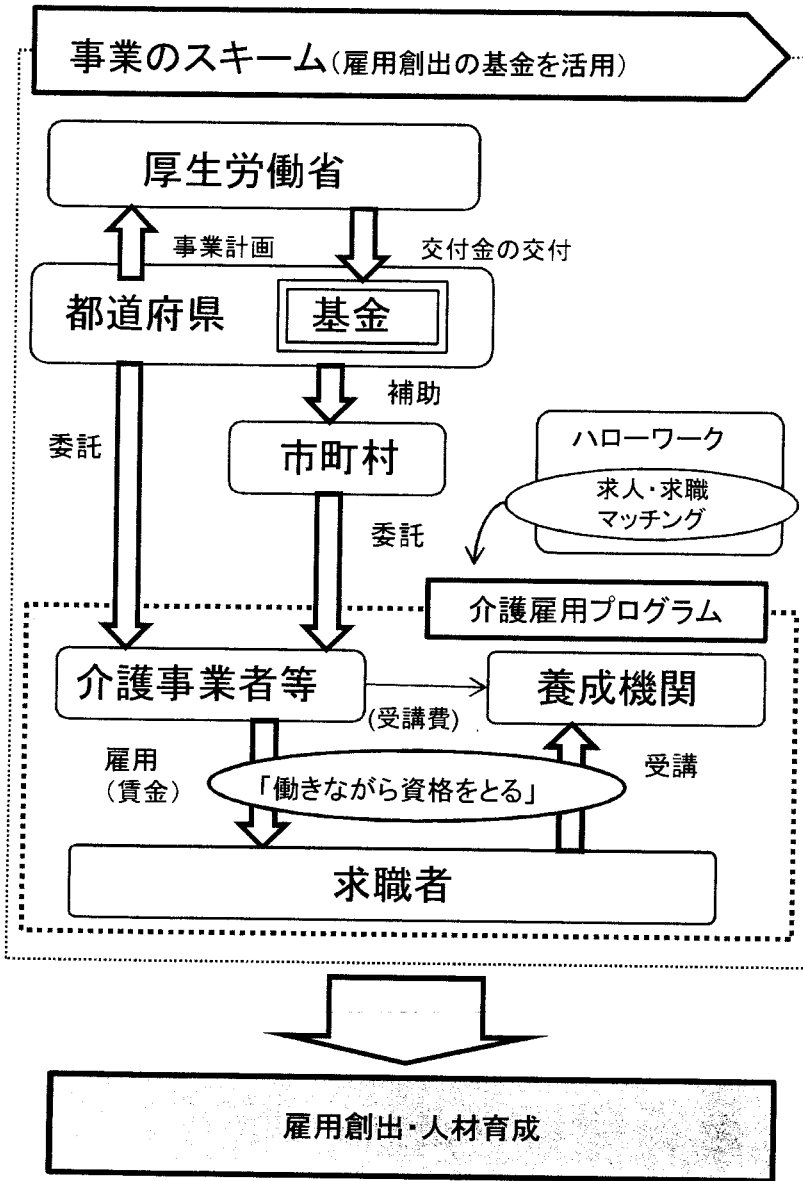
都道府県名	障害	介護
北海道	70%	80%
青森県	58%	83%
岩手県	56%	87%
宮城県	63%	82%
秋田県	67%	87%
山形県	71%	90%
福島県	69%	80%
茨城県	58%	78%
栃木県	65%	79%
群馬県	64%	78%
埼玉県	73%	79%
千葉県	66%	78%
東京都	65%	74%
神奈川県	74%	83%
新潟県	68%	83%
富山県	51%	84%
石川県	69%	84%
福井県	62%	84%
山梨県	63%	82%
長野県	59%	76%
岐阜県	49%	78%
静岡県	68%	81%
愛知県	67%	79%
三重県	72%	77%
滋賀県	85%	80%
京都府	83%	87%
大阪府	78%	82%
兵庫県	70%	78%
奈良県	52%	73%
和歌山県	69%	80%
鳥取県	64%	75%
島根県	67%	88%
岡山県	72%	80%
広島県	79%	86%
山口県	67%	86%
徳島県	73%	77%
香川県	67%	81%
愛媛県	70%	81%
高知県	70%	82%
福岡県	70%	80%
佐賀県	55%	76%
長崎県	61%	82%
熊本県	63%	86%
大分県	70%	80%
宮崎県	65%	71%
鹿児島県	62%	80%
沖縄県	81%	79%
合計	69%	80%



障害(福祉・介護人材の処遇改善事業) 平成21年12月31日現在(全国平均約69%)  
 介護(介護職員処遇改善交付金) 平成21年12月31日現在(全国平均約80%)

**【参考】申請率の推移**  
 障害: 約42%(10/8) → 約60%(10/30) → 約64%(11/30) → 約69%(12/31)  
 介護: 約48%(10/9) → 約72%(10/30) → 約76%(12/15) → 約80%(12/31)

# 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム



## 事業のアウトライン

- 求職者が、養成機関での受講時間も含めて給与を得て働きながら介護資格を取得するプログラム。
    - ・ 地方公共団体から委託を受けた介護事業者等が、1年以内(介護福祉士を目指す場合は1回更新可で、最長2年)の雇用契約で採用
    - ・ その間、プログラム利用者は養成機関に通って、ホームヘルパーや介護福祉士の資格を取得することが可能  
(ホームヘルパー2級の場合130時間の講義、介護福祉士の場合2年間で1800時間の講義を受講)
    - ・ 講座受講のない日時は、事業所で働く
    - ・ 資格取得後も、雇用契約終了まで、事業所で働く
- ※ 都道府県に設置した雇用創出の基金(平成23年度末まで)を活用し、各地方公共団体で事業計画を策定し、事業を実施
- ※ 当該基金事業の要件として、事業費に占める人件費割合は1/2以上

## プログラムのメリット

- プログラム利用者
  - ・ 養成機関の受講料負担なし
  - ・ 養成機関に通っている時間も給与支払いあり
- 介護事業者等
  - ・ 地方自治体からの委託で事業費(人件費、研修費等)の支給
  - ・ 介護事業者等の負担無く、養成講座を受講させられる
- 養成機関
  - ・ 対象者が既に介護事業者等に雇い入れられているため、実習先として、当該施設の協力が得られやすくなる



# 福祉・介護人材の処遇改善事業における各都道府県の取組状況

## ○ 取組実施状況

取組内容	事業者に対する制度周知の徹底	未申請の事業者に対する申請勧奨	申請事務の負担軽減を図る支援
実施率	85.1%	48.9%	42.6%
取組実施例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県のホームページにおいて制度を紹介</li> <li>○ 通知、事務連絡を頻回に発出</li> <li>○ 都道府県本庁から遠方地域に所在する事業者に対して、別途相談会を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別に連絡を取り勧奨</li> <li>○ 電話及びファクシミリによる専用窓口を開設し、常時対応可能な体制を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成見込額の算定シートを作成</li> <li>○ 添付書類のチェックシートを作成</li> <li>○ 申請締切日以降も可能な限り申請を受け付ける等柔軟な対応</li> </ul>

複数の取組みが効果的

- 全国平均申請率を超えている都道府県のうち、7割が上記2項目以上を実施
- 前回申請率(10/30現在)からの伸び率が全国平均(+4.0%)を超えている都道府県のうち、8割が上記2項目以上を実施

## ◇ 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準の条例委任等について

○ 「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日 閣議決定)に基づき、障害保健福祉分野においては、以下の基準を都道府県等の条例に委任することとする。

### (1)障害者自立支援法について

- ・ 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準(第43条第1項)及び当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条第2項)
- ・ 指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準(第44条第1項)及び当該施設の設備及び運営に関する基準(同条第2項)
- ・ 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準(第80条第2項)
- ・ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(第84条第2項)

### (2)児童福祉法について

- ・ 指定知的障害児施設等に従事する従業者に関する基準(第24条の12第1項)及び当該施設の設備及び運営に関する基準(同条第2項)
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第45条第2項)

- 条例制定の際の国の基準については、以下の類型に分けて定めることとする。
    - ・ 医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」
    - ・ 利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」
    - ・ その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」
  - ① 従うべき基準  
条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
  - ② 標準  
法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの
  - ③ 参酌すべき基準  
地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
- 関係法案を平成22年通常国会に提出予定(施行日は平成23年4月1日予定)。国の基準については、当該法律の公布後速やかに制定予定。

## ◇ 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業について

### ○ 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業の概要

障害者又は障害児が近隣において、障害者自立支援法に基づく生活介護等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とするもの

### ○ 生活介護に係る事業の全国展開について

- ・ 生活介護については、特に大きな弊害は認められなかった。
- 「基準該当生活介護」として全国展開。

### ○ 平成22年度以降の事業の要件について

- ・ 児童デイサービスについては、療育という観点から課題が多い。
- 個別支援計画の策定等を条件に付与し、来年度も特区として実施。
- ・ 自立訓練及び短期入所については、利用者がいない又は非常に少ない。
- 来年度も特区として実施。

### ○ 指定通所介護事業所等を活用した基準該当障害福祉サービスについて

- ・ 現在、個別支援計画の策定や、サービス管理責任者の配置規定が義務づけられておらず、サービスの質の確保が課題。
- 障害者又は障害児のサービスの質の向上に向けて、来年度以降、各都道府県においてサービス管理責任者研修を行う際に、これらの事業所に対してサービス管理責任者研修の案内通知を行い、参加を勧奨することなど、必要な対応を行うこととする。